

平成29年度 第2回河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 会議録

会議名称	平成29年度 第2回 河内長野市情報公開運営審議会及び河内長野市個人情報保護運営審議会
開催日時	平成29年8月28日(月) 午後3時00分～午後4時30分
開催場所	河内長野市役所 行政委員会室
公開・非公開の別	公開
傍聴者数	0人
出席委員	別紙出席委員名簿のとおり
職務のために出席した職員	別紙出席職員名簿のとおり
会議次第	案 件 (1) 会議録署名者の指名について (2) 答申案について ①河内長野市における情報公開制度及び個人情報保護制度の改善についての答申案について ②その他
会議内容	別紙会議内容要旨のとおり

平成29年度 第2回 河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 会議内容要旨

1、開会（事務局）

(1) 会議成立の報告

2、案件

(1) 会議録署名者の指名について

- 河内長野市情報公開運営審議会規則第5条第3項及び河内長野市個人情報保護運営審議会運営要領第5条第3項の規定により、石田会長が田中委員を指名。

(2) ①河内長野市における情報公開制度及び個人情報保護制度の改善についての答申案について

- 事務局から前回の確認事項の報告及び答申案の説明。
- 答申案の説明を受けての審議の内容は、別紙◎審議内容（要旨）のとおり。

②その他

- 河内長野市情報公開運営審議会及び河内長野市個人情報保護運営審議会の一本化、河内長野市情報公開審査会及び河内長野市個人情報保護審査会の一本化について

◎審議内容（要旨）

会長 （石田委員）	● 行政文書の定義の明確化についてはやらざるを得ない。電磁的記録は避けては通れないもの。
田中委員	● 本籍地は要配慮個人情報に入るのか。取扱いはどのようになるのか。
事務局（勝山）	● 国の定義に合わすこととなるので、本籍地は要配慮個人情報には含まれない。
田中委員	● 本籍地によって差別を受ける場合もあると思うが。
事務局（勝山）	● 国でも検討がされ、本籍地は変更可能であるということから、要配慮個人情報に含めなかったと思われる。
会長 （石田委員）	● 要配慮個人情報について、書籍か何か参考にしたものがあるか。
事務局（勝山）	● 有斐閣の『個人情報保護法の逐条解説（第5版）』を参考にしている。
会長 （石田委員）	● 行政文書の不存在が処分性を有することとするのは、請求に係る行政文書を保有していないときの対応について、積極性のある考えだと思う。
会長 （石田委員）	● 大阪府及び府内の市において、裁決までの期間の規定がない市は各々の条例の制定当初からなのか、もしくは改正をして規定をなくしたのかどちらであるかは把握しているか。
事務局（勝山）	● そこまでは把握していない。国の情報公開法においても裁決までの期間についての規定がないため、国を参考に条例を制定した、国に合わせて条例を改正した、どちらの可能性もあると思われる。
会長 （石田委員）	● 行政不服審査法の改正に伴い、条例における裁決までの期間についての規定を改めた市はあるのか。
事務局（勝山）	● 行政不服審査法の改正に伴う、条例の裁決に関する規定の改正までは把握していない。

田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の規定において、90日以内に裁決を行わなければならないとした経緯は。今までの審査請求で何か問題はあったのか。今まで、裁決までの期間の目安があったのに、なくなるのはどうなのかと思う。90日の義務規定とした背景があれば知りたい。
事務局（小西）	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁決までの期間を他市は努力規定とする市が多く、義務規定にしたのは当時珍しかった。条例制定をした前任者に尋ねたところ、明確な答えはなかったが、請求人の保護を強く目指すという意味で義務規定にしたと思われる。 義務規定にして問題があったのかについては、かなり問題はあった。審査会の委員は弁護士や大学教授等、仕事をしており、集まっていただく日程調整をすることが難しい。 また、裁決までの期間のために、各1回のみでの弁明と反論の機会を作ることしか出来なかった。これでは議論を尽くすことが出来ないような問題が今まであった。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨は分かったが、手続きにどれぐらいかかるか提示されていないと請求人は困るのではないか。180日や200日などにして努力義務にするでもいいのではないか。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 他市で審査会に携わっている。180日などの期間を明記することの考えは分かるが、河内長野市は平成9年の制定から裁決までの期間を明記して行っている。制定当初からこのような規定をしている市はほとんどなかった。他市の状況も勘案すると期間を外す方がいいのではないのか。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 他市の流れからみて、義務規定を外すのは分かるが、堺市や貝塚市のように期間を明記していることは分かりやすい。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回の審議会を開催することまではせず、期間を設け努力規定にしている1府4市の状況を事務局に調べてもらい、期間を設けるか削除するかは会長・副会長に一任していただくのはどうか。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁決までの期間が入らなくなったとしても、せめて速やかになどの文言は入れていただきたい。
副会長 （阪井委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な期間についてはこの審議会で決めるものなのか。答申では期間を入れたものにするのか。

事務局（武田）	● 答申（案）は他市等の実際の審理状況を勘案したうえで、具体的な期間を設定する方が望ましいとする趣旨で作成されている。
会長 （石田委員）	● 議会でどうなるかは分からないが、答申では具体的な期間をいれないということ。
副会長 （阪井委員）	● この会議の場で具体的な期間を議論するのは難しい。
金子委員	● 努力規定の方が良いと思ったが、裁決までの期間を入れた努力規定にするのか。それとも期間を入れない努力規定にするのか。
事務局（武田）	● 答申としては具体的な期間は入らないが、答申の案は具体的な期間を設定する方が望ましいという答申の考えをいただいたうえで、条例改正の案を作成するという流れを想定して作成されている。
田中委員	● 審議会の答申は尊重されなければならないものとされていると思うが、市が実態を勘案した際に条例改正案と答申とが違うものになることはあるのか。
会長 （石田委員）	● 市が答申を十分に勘案したものを作成したとしても、議会で変わることになる場合もある。
事務局（小西）	● 委員の皆様のご意見をお伺いしたく、審議会を開催いただいている。事務局としては、皆様のご意見を最大限尊重するという立場になる。 最終的には、審議会の考えという形ではなく、市で決めた考えとしての条例改正案を作成する。そうでなければ、審議会に責任を擦り付けるということになる。その過程で審議会との意見と違った形になる場合も有り得る。しかしながら、審議会のご意見を最大限尊重させていただく。
副会長 （阪井委員）	● 現在、裁決までの期間を削除する案と裁決までの期間を見直し、努力規定にする案の2つがでている。しかし、必ずしもこの2択ではなくてもいいのではないかと。
田中委員	● 裁決までの期間について、日数が入ってなくてもいいが、全部削除には違和感がある。

金子委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁決までの期間が入っていないければ、裁決が出されずに延ばし延ばしにされるのではないか。
副会長 (阪井委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 逆の場合も考えられる。本来なら裁決をすぐ出せるにもかかわらず、裁決の期間を最大まで使うことで延ばすことも可能になる。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● よっぽどの意図が働かない限り裁決がすぐ出せるのに裁決の期間を最大まで使うというのはないようには思う。
副会長 (阪井委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事として訴訟をしているが、簡単な事件はすぐに終わり、複雑な事件は長くかかるのが当たり前であると考えている。訴訟をするにあたり、判決までの期間が定められていることや、努力規定にされている等はない。審理を手厚くすることと期間を設けることは相反すると感じる。そもそも裁決までの期間をつける必要があるのかが疑問である。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と自治体に信頼関係があれば良いと思うが。公共の仕事なら期間の枠がある方が良いのではないか。
事務局 (武田)	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁決までの期間について、審査請求は訴訟のミニチュアのようなものであり、その性質上、定型的な処理には馴染まない。行政不服審査法が改正され、より審査請求は訴訟に近いものになった。また、事案によってさまざまなものがあり、期間を設けることに馴染まないものと思われる。
田中委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 事案によってさまざまなことは理解できる。日数を設けて努力義務にしているところもある。その日数は、実態を勘案して規定したと思われる。その点から期間の枠はあって、その枠内で努力していただく方が良いと思う。
副会長 (阪井委員)	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁決までの期間を削除して速やかに等の文言を入れる選択肢を含む内容を答申に入れる必要があると思う。現在の答申(案)では裁決までの期間を入れなければならないようになってくる。そのため、裁決までの期間を削除することも含めという文言も入れた方が良いのではないかと思う。会長・副会長に一任ということになるのであれば、裁決までの期間を設け努力義務にするか、速やかに等の文言を入れるかの二択になるのでしょうか。

事務局（野川）	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪市や高槻市の審査請求の事例を見ると、4か月や1年を超えるものがある。今回の資料Ⅲ裁決までのフローチャート例の6か月という期間については最短の期間を想定している。仮に裁決までの期間を180日に延ばして努力義務に規定をしたとしても、その期間を守ることも厳しいことが想定される。だからといって裁決までの期間を1年にしたとしても、それでは期間を入れる意味がなくなってくる。他市の状況を見ても裁決までの期間がさまざまであることから、副会長のおっしゃっているような速やかに等の文言がありがたい。今回では、当初事務局から提示させていただいた裁決までの期間を削除する案と、第1回の審議会の意見を踏まえて、一定の日数を定めた努力義務とする案の2つの案を示させていただいた。第3の案として、速やかに等の文言が他市の状況を見ると1番いいのではないかと。
副会長 （阪井委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申としては、期間について見直しとするだけではなく、場合によっては他市の状況を踏まえて期間の撤廃も考えるという文言に修正してはどうか。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 90日以内に裁決するという事は、審査請求を受理してからということなのか。答申後、90日以内ではないのか。
事務局（勝山）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の本市の条例では、審査請求を受理してから90日以内である。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● そうであれば、90日以内の裁決を行わなければならないという義務規定は現実にそぐわないように思える。努力義務規定にすることが落としどころではないか。
副会長 （阪井委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申後、速やかに裁決するとしている他市は答申までの期間についての定めはないのか。
会長 （石田委員）	<ul style="list-style-type: none"> ● そう思われる。
事務局（小西）	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査請求に関する諮問に対する答申については、審査会にお願いしていることであり、本来は早く答申を出して欲しいということとは言えないと考えている。答申後は速やかに裁決を出すということになる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申後90日以内に裁決をだすことは可能と思われるが、

(石田委員)	審査請求を受けてから90日以内は現実問題不可能と思われる。おそらく90日以内の努力規定にしている府内の1府4市においても出来ていないと思われる。形としては努力義務規定として、日数についての記載をどうするかが争点になるかと思う。
副会長 (阪井委員)	● まずは、他市の状況を事務局に調べてもらうというのでどうか。
会長 (石田委員)	● 今までの意見と事務局に1府4市の状況を踏まえて、会長・副会長で判断するというところでよろしいか。
田中委員	● 事務局の当初案である期間に関する規定を全部削除するというのはやめていただきたい。
金子委員	● 今までの意見を聞いていると日数を入れることは相応しくないように思える。速やかに等の文言を入れる方が良いと思う。
田中委員	● ちなみに、今、審査請求が提出され、審査請求人からどのぐらいで裁決が出るのかと聞かれた場合はどう回答するのか。
事務局 (小西)	● 裁決までの過程を説明し、本市では行政不服審査法改正後の事案はないため、他市の同様の事案を調べ裁決までの期間の目安を回答するということになる。
会長 (石田委員)	● 情報公開審査会及び個人情報保護審査会について審査会の権限を条例で明記することは、審査会の委員をした経験上必要なものと思う。
副会長 (阪井委員)	● 問題ないと思う。
会長 (石田委員)	● 指定管理者については、情報公開条例制定当時ではなかった制度であり、時代の流れとともに指定管理者の情報公開に関する規定を設けるべきものと思われる。
副会長 (阪井委員)	● 問題ないと思う。

会長 (石田委員)	● 情報の提供について条例で明記することについても問題ないかと思う。
副会長 (阪井委員)	● 必要な規定と思われる。
会長 (石田委員)	● これで諮問事項5. 救済手続以外はご承認をいただいたということになる。諮問事項5については1府4市の状況を把握したうえで判断するということになる。
会長 (石田委員)	● 諮問事項には入っていないが、今回の審議会の実施について、両審議会を同時開催ということになっているが、今後もこのような事案が想定されるので2つの審議会を1つにしてはどうか。同じ趣旨で、審査請求に係る審査を行う審査会も2つの審査会を1つにしてはどうか。他市においても1つにしているところがあるので問題はないと思う。事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝山)	● 情報公開制度と個人情報保護制度は密接に関連する制度である。また、今後も今回同様に両制度が関連する案件が想定され、他の自治体においても、もともと一つであるところなども多いことから、本日ご意見としていただけるのであれば、対応させていただく。
会長 (石田委員)	● 諮問の内容ではないものの意見として述べたいと考えている。取扱いはどのようにするか。
副会長 (阪井委員) 田中委員	● 答申のその他意見に入れてはどうか。 ● 個人情報の情報セキュリティに関することだが、内部監査について、どのような運用をしているのか。
事務局 (野川)	● 情報セキュリティに関しては総務課が担当している。現在、実施している内容は、マイナンバーの取扱いについての監査を行っている。
田中委員	● 内部監査委員ではなく、総務課の機能として行っているということか。

事務局（野川）	● その通りである。
副会長 （阪井委員）	● セキュリティーポリシーは作成しているのか。
事務局（野川）	● 作成している。
会長 （石田委員）	● これで審議を終了し、答申書（案）に本日の意見を反映したものを審議会の答申書としたいと思います。今回の意見を踏まえた答申書を事務局で作成してください。本来ならば、再度皆様にお集まりいただき、答申書を確認いただき、その場で会長から市長に答申書を直接手渡しするということになる訳でございますが、そのためだけに再度お集まりいただくのも、みなさまお忙しいところ大変なご足労をおかけすることとなります。よって、答申書の最終確認は、会長と副会長にお任せいただいて、その後市長が答申書を受理した、ということにさせていただきたくと思いますが、いかがでしょうか。
田中委員 金子委員	● それで結構です。
会長 （石田委員）	● 以上で、審議会は閉会いたします。

以上のとおり、相違ないことを確認し、署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____

平成29年度 第2回 河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 出席委員名簿

	氏名	ふりがな	出欠	備考
1	石田 榮仁郎	イシダヒデジロウ	○	
2	金子 幸子	カネコサチコ	○	
3	阪井 千鶴子	サカイチヅコ	○	
4	田中 繁	タナカシゲル	○	
5	御前 緑	ミサキミドリ	×	

平成29年度 第2回 河内長野市情報公開運営審議会及び
河内長野市個人情報保護運営審議会 出席職員名簿

	役職	氏名	備考
1	総務部長	小西 昌敏	事務局
2	総務課長	野川 弘嗣	〃
3	総務課参事	武田 宗久	〃
4	主幹兼係長	勝山 慎士	〃
5	副主査	岡本 祥吾	〃